

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17

TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医師・歯科医師のための

「一人医師医療法人対策」

東日本税理士法人 監修

東日本介護情報ネットワーク事業協同組合 理事長 樋口正美

東日本税理士法人 税理士 安松奈穂

一人医師医療法人設立のワンポイントアドバイス

一人医師医療法人設立の背景には、さまざまな税務上の、メリットがある。一方で、医療法人になったことによるデメリットもありうる。本稿では一人医師医療法人設立によるメリットならびにデメリットを詳細に検討する。また、医師の質問もここに集中するので必ず理解しておく必要がある。

1. 一人医師医療法人設立のメリット

(1) 医業の永続化を図ることができる

個人の場合、その存続は現院長先生に依存するが、法人になると理事長が交代しても存続することが可能である。

(2) 経営の近代化、合理化ができる

個人も家計と法人の経理が分離され、近代的な経営が可能になる。その結果、効果として、「対外的な信用が得られる」と同時に「将来的な資金計画がたてやすく」なる。

(3) 医療法人の役員が退職する場合役員退職金を支給することができる

個人経営の病医院を閉鎖する場合、院長や青色事業専従者に対して退職金を支給しても、所得税法上は必要経費に算入されない。

しかしながら、医療法人の理事長である院長や理事が退職する場合に役員退職金を支給すると、「適正」と認められる範囲であれば損金に算入される。

(4) 不動産の貸借が可能である

土地ならびに建物を医療法人へ現物出資すると、譲渡とみなされる。この場合、建物は帳簿価格での売買が認められているため、建物についての譲渡益は発生しないが、土地については時価取引が原則のため、土地の含み益がある場合には帳簿価格と時価との差額が譲渡益となり、所得税が課せられる

したがって、譲渡時における所得税の課税を回避するために、建物のみを法人に出資し、土地は個人より貸借し、地代として法人がその土地の時価（相続税評価額等）の年6%を支払うという方法がある。ただし、消費税の課税事業者の場合は、事業用建物の出資についても消費税が課税されるため注意が必要である。

(5) 医療法人が支払った生命保険料は損金に算入できる

個人経営の場合、生命保険料は生命保険料控除の範囲で所得控除が認められるのみであるが、法人が支払った生命保険料は、保険の種類、契約形態により次のように取り扱われる。

<契約形態>

- ① …契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員、死亡保険金・満期契約金受取人＝法人
- ② …契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員、死亡保険金受取人＝被保険者の遺族、満期契約金受取人＝役員・従業員
- ③ …契約者＝法人、被保険者＝役員・従業員、死亡保険金受取人＝被保険者の遺族、満期契約金受取人＝法人

・養老保険契約

- ① 支払った保険料は、保険事故の発生または保険契約が終わるまでは資産に計上する。ただし、保険料が主契約にかかる傷害保険料は、期間の経過に応じて損金の額に算入される。
- ② 支払った保険料は、役員または使用人に対する給与とされる。
- ③ 支払った保険料は、その2分の1相当額を①と同様に資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入される（ただし役員等特定の者を対象とする場合はそれらに対する給与となる）。

・定期保険特約

- ① 支払った保険料は、期間経過に応じて損金の額に算入される。
- ② 支払った保険料は、期間経過に応じて損金の額に算入される（ただし、役員等特定の者を対象とする場合にはそれらに対する給与となる）。

③ 定期付養老保険契約

支払った保険料が養老保険にかかる保険料と定期保険にかかる保険料とに区分されている場合は、それぞれ上記①、②の取り扱いによる。障害特約などが付されている場合は、定期保険に付されているものとする。上記以外の保険料については、養老保険契約と同じ

取り扱いによる。

(6) 社会保険診療報酬の源泉所得税部分が利用できる

社会保険診療報酬に対する源泉徴収がなくなり、資金繰りに余裕ができる（ただし、法人税等の支払い余力を残しておく必要がある）。

(7) 老人保険施設の経営が可能である

老人保険施設は個人診療所では経営できないが、医療法人であれば経営することができる。

一人医師医療法人設立のワンポイントアドバイス

< Q & A >

法人化のメリットは充分理解しているが実行できなくて悩んでいる医師・歯科医師の先生方へ。

1. 消極的な税理士への対応

Q 設立してもたいしたメリットがない、財産が没収される。お金が自由に使えなくなる…等、税理士が消極的である。

A 医療法人化のための節税のシミュレーションシステムを有していないための

無責任な指導といえます。医療法人に詳しい税理士等にご相談されることをおす

めします。

2. 信頼できる税理士の選び方

Q 永くお世話になってきたが、一向に設立事務所をすすめてくれないのでこの際、税理士をかえたいのだが…。

A 一人医師医療法人制度ができて10年以上経過しましたが、設立事務は特定の会計事務所集中して依頼する傾向があります。そのため経験豊富な会計事務所は簡単に、すみやかに、比較的低廉な報酬で代行してくれます。

設立業務は本来は税理士の業務ではないこと、加えて契約自由の原則があるので丁重

にお断りし、実績のある会計事務所と契約すべきでしょう。選任する税理士に何件設立経験があるか、まず聞いてみて、安心してお任せできる税理士を選びましょう。

3. 保健所が厳しくなる？

Q 一人医師医療法人を設立すると「医療法が厳しく適用され、保健所の検査が厳しくなり、清潔保持の状況、診療記録その他の帳簿書類を頻繁に調査に来る」と聞いたのですが、本当ですか？

A これは誤りです。都道府県知事の指導監査権限が強化されることはありますが、診療所が一人医師医療法人になったからといって、保健所の検査が厳しくなるということはありません。診療所でも一人医師医療法人でも同じです。一人医師医療法人にすると、医療法の第4章・医療法人の部分が適用されるところが、診療所と異なることになりません。

医療法では従来、医療法人に対する指導規制には、報告徴収、業務停止命令、設立許可取り消ししかできませんでした。また、医療施設への立ち入り検査はできるものの、法人の業務会計については報告徴収があるだけで、事務所に対する立ち入り検査はできませんでした。そのため、不動産を買い占めたり、投機的な株式売買に対応できなかったのです。

そこで、昭和61年11月に医療法第63条が改正され、現在では、医療法人の業務もしくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款もしくは寄付行為に違反しているなどの事実が判明した場合、第一段階として改善命令が出され、訂正されない場合は第二段階として業務の停止命令、あるいは役員解任勧告が出されます。それでもなお、指導の目的が達成されない場合には、最後の手段として医療法人の許可取り消しが行われることとなります。

4. 一人医師医療法人への保証金の差入れ

Q 個人と医療法人の間で建物賃貸契約をして発足しましたが、この度保証金の差入れをすることにしたいのですが…。

A 医療法人から個人に保証金ないしは敷金を差入れることは、一般的には利益相反にならないと言われておりますので、賃貸契約の改定をするだけでよいでしょう。

5. 債務の引継ぎ

Q 医療法人設立後債務の引継ぎがうまくいっていません。県の方針が非常に厳しいのですが、どういう理由なのですか？

A 法人化の趣旨は、医業と家計の分離であり、医療法人の経営基盤の確保の観点から負債が財産の従前の所有者（個人）が当然負うべきもの、又は医療法人の健全な管理運営に支障をきたす恐れのあるものである場合には、債務の引継ぎは不相当とされています。したがって、出資される固定資産に対応した借入残高が、債務引継ぎ額として認められています。

- ・ 運転資金…個人時代にこれらを基盤に利益を得ているはずであり、法人に債務を引継ぐことは妥当でないと判断している。
- ・ 有形固定資産…耐用年数を経過しているもの、又はそれに近いものと、引継ぐべき債務とのバランスを勘案し、その妥当性を判断している。
- ・ 乗用車購入…医業用に使用するものについては、承継を認めている。

なお専ら個人で使用するものについては、医療法人がそれらの債務、経費を負担すべきではないと判断しています。

また、リース会社を斡旋することによって、実質的に債務の引継ぎが可能となるケースがありますので専門家にご相談ください。

MS 法人 否認重要裁決事例

法人のメリットは医療法人で

☆安易なMS 法人の活用に対して国税が警告！

◆MS 法人はキケン

MS 法人に支払ったリース料は、平成元年と 2 年の合計で 866 万円ほど高すぎるとして、必要経費算入を認めなかった。MS 法人は欠損であったため、MS 法人について課税関係がどうなったかは不明であるが、仮に黒字であっても更正請求の期限が経過しているので、MS 法人で減額更正はされない可能性が高い。

◆取引価額に対するリース総額対比は 1.2~1.25 が適正

医療機器のリース取引で、通常のリース価格より高額のリースであるとして、所得税法 157 条の「同族会社等の行為又は計算の否認」の規定で更正処分を受けていた事例があったことが、国税不服審判所の審査実績から明らかになった。

この事件の判断で審判所は、比準会社との比較で医療機器の 5 年償却の適正リース料の総額は所得価額の平均 1.2 倍~1.25 倍ほどとし、2 倍に設定していた原告リース会社の申告を更正した原処分庁の処理を支持する判断を下した。

このリース取引は、内科、耳鼻咽喉科医院と、その妻が社長をしているリース会社との間で行われていた医療機器のリース取引について行われ、医院の平成元年および平成 2 年

分の所得額が問題とされた。課税庁は、MS 法人のリース料がリース物件の所得価額を基本額として約 2 倍した額をリース総額として設定していることから、この額について調査した。

課税庁は、比準会社として他のリース会社 3 社を選び、本件のリース物件と取引価額がほぼ同額の医療機器で 5 年間でリースしているものについて、取引価額とリース額の総額を検討したところ、すべて 1.2 倍から、1.25 倍の間の価額であった。そこで、このリース料が高額であるのは、医院とMS 法人とが同族会社の関係であることから、医院が、恣意的に設定し不当に所得を減少していたものとして、所得税法 157 条の「同族会社等の行為又は計算の否認」の規定を適用。適正なリース料を昭和 63 年貸付分については、1.21 倍、平成元年貸付分 1.20 倍、平成 2 年貸付分 1.25 倍として計算して、適正リース額と申告額との差額、平成元年と平成 2 年の合計 866 万円ほどは、必要経費には算入できないとの処分をした。

これに対する納税者の主張は、①比準同業者の抽出には「業種の同一性、事業規模の近似性、事業所の近接性」が必要なことが過去の判例で示されている、②原処分庁は取引内容の類似性を絶対選定条件にしているが、規模が異なれば資金調達コスト・管理コストなどが相違する、として反論。比準会社選定に誤りがあると同時に、小会社である B 社は調達金利、保険料などのコストがかかり、選定会社である大会社の設定価額に加え、同社のコスト分の価額を考慮すべきだから、自社のリース額は適正であるとした。

また、③原処分庁のいう適正額では、MS 法人は赤字申告となり、そうなることで所得税法 157 条の同族会社の行為計算の否認の規定を適用されることにもなる、との抗弁もした。

この判断で国税不服審判所は、リースの取引価額が、リース物件においてかかった金利、保険料等費用を回収するように選定されることは認めるが、一方で「価額競争を前提として、同業他社と競争しうるリース料が決定されるもの」として、MS 法人が「適正リース額」で取引を行えば、赤字となること自体が、経済合理性を欠き同族会社であるからこそできるものとした。

審判所の裁決文によればMS 法人は昭和 63 年に設立、平成 3 年には解散したが、その間いずれも欠損申告であった事実も判明した。

一方、原処分庁のいう「適正リース料」については、比準のリース会社が、「①医院を営む者に対して、②MS 法人のリース物件の所得価額とほぼ同額の医療機器を、③リース期間が 5 年である物件」を選定していることから、この適正リース額を「不相当とする理由はない」とした。

これらの判断から、原処分庁が比準 3 社から算出した、各医療機器のリース料倍率から算定した「適正リース料」をベースとして、それを上回り設定されている額については、所得税法 157 条の規定に抵触するもの、そして、医院に対する処分を妥当として、審査請

求を棄却した。

「伝家の宝刀」ともいわれる所得税法第 157 条の「同族会社等の行為又は計算の否認」規定については、これまで不動産管理会社の管理料や賃貸料が著しく高額とされた事例、あるいは損害代理業を営む同族会社に行った無利息融資などが経済合理性を欠くとして適用がされた事例がある。リース料について同条の規定が適用された例はこれまでなく、はじめての裁決事例として注目される。

一人医師医療法人設立のデメリット

(1) 業務内容の制限

医療法第 42 条では、医療法人の業務について次のように定めている。

医療法人は、その開設する医院、診療所又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄付行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部または一部を行うことができる。

- ① 医療関係者の養成または再教育
- ② 医学または歯学に関する研究所の設置
- ③ 第 39 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の開設
- ④ 精神保険法第 10 条に規定する精神障害者社会復帰施設の設置
- ⑤ その他保険衛生に関する業務

したがって、医療により得た利益は、基本的には医療に再投資しうるのみで、第 42 条に規定される目的業務以外に使用することが禁止されている。

不動産賃貸業を行いたければ、個人もしくは設備法人で行うしかない。看護学校などに莫大な資金を投下し、医療法人の業務に支障を及ぼしている場合は第 42 条違反となる。

また、理事長など、役員およびその親族などに高額の資金を流用して、医療法人本来の業務悪化を招いている場合は第 63 条違反になる。

なお、医療法人が病院の脇に土地を持っており、それを駐車場として、患者に時間決めで利用料金を取って貸し付けるとか、医療機関の中に自動販売機を設置しているというケースは、本来の業務に付随するものであり、収入金額がきわめて僅少で本来の医療業務の運営に支障を起こす恐れのないものであれば、指導の対象にならない。

(2) 決算終了後、決算書を都道府県知事に届け出なければならない

毎会計年度の終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表および収支（損金）計算書を都道府県知事にていしゅつする。この届出をしなかったり、虚偽の届け出をしたときは、医療法人の理事、監事または精算人は、20 万円以下の過料に処せられる。

ただし、一人医師医療法人については、税務署に提出した法人税の確定申告所の添付書類（貸借対照表・損益計算書）の写しの提出が認められている。

（３）剰余金の配当が禁止されている

剰余金の配当が禁止されているので、出資者には配当受領権がない。

また、配当禁止によって院外に資金が流出しないため、出資持分の含み益がふくらみ、相続財産が増加する。これについては出資持分の計画贈与により、相続対策は可能である。

（４）医療法人が他の法人や理事等の役員に資金を貸し付けた場合、利息を受け取る必要がある

もし、無利息貸付を行った場合、通常収受すべき利息相当額を利益金に算入しなければならぬと同時に、貸付先に対して贈与したものとみなされ、その無利子相当額は寄付金となる。

寄付金は、損金算入限度額を超える場合、その超える部分は損金不算入となる。

（５）交際費の損金算入には限度がある

個人の場合、その支出が、事業に関連する支出であれば、所得税法上、金額経費に算入された。これに対し、医療法人の場合、次記の一定限度額を超える金額は損金に算入されない。

出資金などの金額が

1億円以下……………400万円

（ただし、うち10%は損金不算入）

出資金などの金額が

1億円超……………0円

医療法設立後の節税シミュレーション

医師が医療法人を設立する目的の一つに、節税対策がある。このため、医師のコンサルティングを行う際、医師個人の事業所得による税額と医療法人を設立した場合の税額を比較することが重要である。この際、医師の確定申告からその節税額をシミュレーションすることができる。

そこで今回は、簡単なモデルを設定してシミュレーションの方法を説明する。以下では、医療法人を設立した後、理事長である医師に給料を支払うだけで、どのくらい節税を図ることができるかを検証することにする。

◆医療法人設立後の節税効果

まず、確定申告所の中で最低限必要な金額は次のとおりである。

○所得金額

診療報酬から必要経費を差し引いた事業所得の金額

○所得控除の金額

基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除等を合計した金額

○自由診療割合

診療報酬のうち自由診療が閉める割合

○交際費の金額

法人税法で問題となる。

そこで以下のようなモデルケースを設定し、シミュレーションを行ってみる。

1. 収入はすべて社会保険診療報酬であり金額は1億円とする。
2. 事業所得は3500万円とする。
3. 交際費は400万円である。
4. 所得控除は基礎控除と配偶者控除以外は考慮しない。
5. 課税所得は所得税と住民税と同額とする。

このような条件を前提に個人事業と医療法人の4ケースをシミュレーションする。なお、今回はモデルを簡素化するために自由診療はないケースを想定した。

ケース1（個人事業1）：個人事業で専従者なしの場合

ケース2（個人事業2）：個人事業で専従者ありの場合

ケース3（医療法人1）：医療法人で理事長報酬を月額100万円とした場合

ケース4（医療法人2）：医療法人で理事長報酬を月額150万円とした場合

(単位:千円)

項目	個人事業 1	個人事業 2	医療法人 1	医療法人 2
事業所得・法人所得	35,000	26,600	15,000	9,000
交際費加算額			400	400
専従者給与・理事報酬		8,400	8,400	8,400
理事長報酬			12,000	18,000
法人税負担総額		0	5,232	3,120
法人税			4,460	2,660
法人住民税			772	460
法人事業税				
個人所得合計	35,000	26,600	9,700	15,400
所得税控除	760	380	380	380
個人課税所得	34,240	26,220	9,320	15,020
個人所得税負担総額	14,320	10,310	2,468	4,919
所得税	10,179	7,211	1,566	3,276
住民税	4,141	3,099	902	1,643
事業税				
専従者税額合計	0	1,364	0	0
所得金額		5,980		
所得税		866		
住民税		498		
その他の理事税額合計		0	1,364	1,364
所得金額			5,980	5,980
所得税			866	866
住民税			498	498
税額負担合計	14,320	10,310	9,063	9,403
節税金額		4,010	5,257	4,917